令和7年度羽田(インバウンド)：

始発便×レンタカー利用促進キャンペーン告知等業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「令和7年度羽田(インバウンド)：

始発便×レンタカー利用促進キャンペーン告知等業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

１　業務の目的

　　　羽田空港－広島空港の旅行需要の獲得を目的とし、始発便とレンタカーを軸にした

キャンペーンの告知業務を通じて誘客・認知向上と送客を図るものである。

２　事業予算額

10,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

３　業務の期間

契約締結の日から令和8年１月31日

４　業務の内容

（１）目標

　　　旅　　　客：36,176人 (R7年9月15日～12月25日：初便利用旅客)

※参考34,453人（R6年同時期　初便利用旅客実績）

レンタカー：2,680台 (R7年9月15日～12月25日：初便利用且つレンタカー利用)

　　　　　　※R6年同時期レンタカー実績×伸び率5％×初便利用割合（11.7%）

（２）KPI

①　関東圏でのリアル広告

　　広告にキーワードを設置し、キーワードの検索数で効果を測ることとするなど、

KPIを設定するとともに、効果測定を行うこと

②　ウェブ広告

インプレッション・リーチ数について、KPIを設定するとともに、効果測定を行うこと。

（３）ターゲット

関東圏：羽田空港利用に繋がるリアル媒体に接する機会及び羽田空港利用傾向のあるエリア居住者の20代～40代、広島への旅に新幹線利用を検討している層

（４）背景

①羽田路線は広島空港の基幹路線である。しかしながら対コロナ前(2018年度)94.8%と

旅客が戻っていない状況。

②コロナ禍で失ったビジネス客を旅行客で継続的に補う必要がある。

③特に羽田空港発広島空港行き始発便の旅客増が必要である（ANA/JALとも）。

④広島空港旅客ターミナルビルから歩いて3分で行ける「RENT-A-CAR.Port のりんちゃい」の開業1周年ということもあり、広島空港からレンタカーで巡る広島の旅の紹介を始発便と組み合わせて周知することは旅を具体的に想起することができ、効果的であると考える。

【キャンペーン概要】

特典提供キャンペーン

期　間：令和7年9月15日 (月)～12月25日 (木)

対象者：広島⇔羽田往復利用者のうち、ANA/JALの始発便で広島空港到着し、レンタカーを利用されるお客様

特　典：デジタルQUOカード（今後変更の可能性あり）

⑤レンタカー事業者/エアライン/広島国際空港株式会社で、④のキャンペーンを実施することから、広島空港振興協議会についてはこのキャンペーンの告知業務を担うことで誘客・認知向上と送客を図る。

（５）取組内容・業務内容

　　①　羽田空港－広島空港の旅の意向調査の実施

・キャンペーン前後でアンケート調査等を実施。業務効果を報告すること

・前後で効果測定が出来る設問の設定であること

・旅行意向変化理由を掘り下げる設問を設定。施策の因果関係を明確にし、実績報告に記載すること

・調査アンケートの回答件数は500件以上とする

②　ランディングページ制作

以下(ア)～(コ)を含むランディングページを作成すること。

1. (4)④の合同キャンペーンの詳細内容を告知すること。
2. ANA/JAL/レンタカー事業者のランディングページ/予約サイトにリンクさせること

※リンクごとのクリック数を把握すること

1. 広島空港振興協議会の持つ「空から行けば広い島」インスタグラム内のコンテンツからモデルコースを3～5設定し紹介する。また、旅行者が実際にルート通りに体験できるように「空から行けば広い島」HPの紹介もすること。（マップコード・Googleマップと連携しているため）

「空から行けば広い島」HP

<https://www.hij.airport.jp/special/hiro-i-shima/>

インスタグラム　広い島レンタカー旅行部

<https://www.instagram.com/hiro_i_shima/?igshid=YmMyMTA2M2Y%3D>

1. 上記モデルコースの中のコンテンツ１つをエアライン関係者と取材・撮影したものを載せること。撮影に係る費用、撮影許可、調整等は委託業者が負うものとする
2. (エ)以外のコースについてはインスタグラム内の写真を利用してコース紹介をするものとする。
3. 広島空港旅客ターミナルビルから歩いて3分で行ける「RENT-A-CAR.Port のりんちゃい」の紹介
4. ANA/JALのダイナミックキャンペーン等が期間中に発生した場合は、掲載するなど、可能な限り協力すること
5. 広島県実施「おいしい！広島」のロゴマークをいれること
6. 広島県観光連盟実施「KINSAIアプリ」の紹介文とQRコードを入れること
7. ランディングページの運用開始は令和7年8月18日

③　web広告・リアル広告・LPで使用するメインジビジュアル等のクリエイティブ制作

※ラフアイディアを提案企画書に掲示すること

　　・ANA/JAL、レンタカー事業者、広島空港合同キャンペーンであることを想起させるビジュアルであること

　　・飛行機（始発便）利用/広島でのレンタカーの利点を活かした旅を想起させるものであること

　　・飛行機利用の価値を可視化したものであること

　　・(4)④の内容を反映させたものであること

・7月末までに完成させること

　　④　ランディングページへの導入を促すWeb広告を行うこと

　　　　・ターゲットに効果的に刺さる媒体と関東圏のエリアを選定して実施。選定根拠も示すこと

　　　　※過去に類似するケースの業務を実施したことがある場合、CV拡張配信を利用するなど

　　　　　効果的な方法で広告を行うこと

　　⑤　ランディングページへの導入を促すリアル広告を行うこと

　　　　・提案した場所において広告すること

※提案企画書に広告場所の選定に至る明確な理由を示すこと

　　⑥　ウェブとリアルの配分については、本業務の効果を最大限発揮できると考えるWeb/リアルの配分割合・媒体選定を企画提案書に記載すること

　　⑦　広島空港HPや広島空港Instagramの掲載に必要な画像等のデータを提供すること

⑧　分析・評価等

KPIの達成に向け、PR手法ごとに任意の成果目標及びKPI達成への寄与度の確認方法を事前に定め、アクションプランの提示・実施・進捗状況に応じた改善協議等を行うとともに、事業終了時に実績値の分析や評価を報告すること。

　　⑨　成果報告書の作成

今回の結果を踏まえ、中長期的な視点での旅客需要増加に向けて課題・改善点の提案

　　　　実施内容、及び結果についての成果報告書の提出（紙媒体及び電子媒体と広島県庁または、広島空港での報告会の実施）。

５　契約に関する条件等

（１）再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

（２）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（３）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む、）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

（４）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

（５）貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。賃与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

６　留意事項

（１）受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

（２）協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

（３）受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。